

小特集

六角氏式目と永源寺文書の研究 (一)

「伏状」とは何か? —— 永正六年七月 永源寺分殿村井田井料伏状の検討を通じて

米田 豪

はじめに

永源寺文書には、「伏状」と名付けられた文書が遺されている〔写真1〕長櫃中世文書四三号。この「伏状」は、管見の限り永源寺文書だけではなく、他の文書群にも見られないものであり、大変希少な史料である。それゆえに「伏状」の特質や出された背景などはいまだ明らかになっておらず、また『永源寺町史』においても、用語の解説に留ま⁽¹⁾っている。本稿は「伏状」が出された永正期の永源寺の状況を踏まえつつ、「伏状」とはなにか、またなぜ「伏状」が出されたのか、という点について検討するものである。

一 文書の基礎情報

まず、当該文書の翻刻を挙げる。なお、傍線は筆者による加筆である。(以降も同じ。)

【史料1】永正六年(一五〇九)七月、永源寺領分殿村井田井料伏状

(端裏書)「殿村井料伏状」

永源寺領分殿村井田井料伏状之事、

四十歩^{ハシツ}三斗七升内^{一斗七升} 左衛門三郎
介五郎

合 半廿歩^{井田}五斗 介五郎

五十八歩^{堂シリ}八斗 麴衛門

以上石六斗七升 但直錢六百廿五文六斗式升五合請取畢、

右、件井料事者、為^二地下人^一雖^二每年相懸候^一、
難^レ去依^レ有^二要用^一、限^二永代^一^{米錢員數}伏申上者、

向後於^二井水之事^一如在儀有^レ之者、為^二地主^一可^レ預^二

御違乱^二者也、然間、井塞・川曲・井之戸溝

堀、就^レ井一切諸役不^レ可^二申懸^一候、於^二後之子々

孫々^一、為^二井水之諸役^一申懸仁体有^レ之ハ、可^レ為^二

盗人^一之上ハ、為^二領主^一堅可^レ被^レ処^二罪科^一者也、

仍為^二後証^一伏状如^レ件、

新五左衛門(略押) 源五(略押)

宮内(略押) 源次(略押)

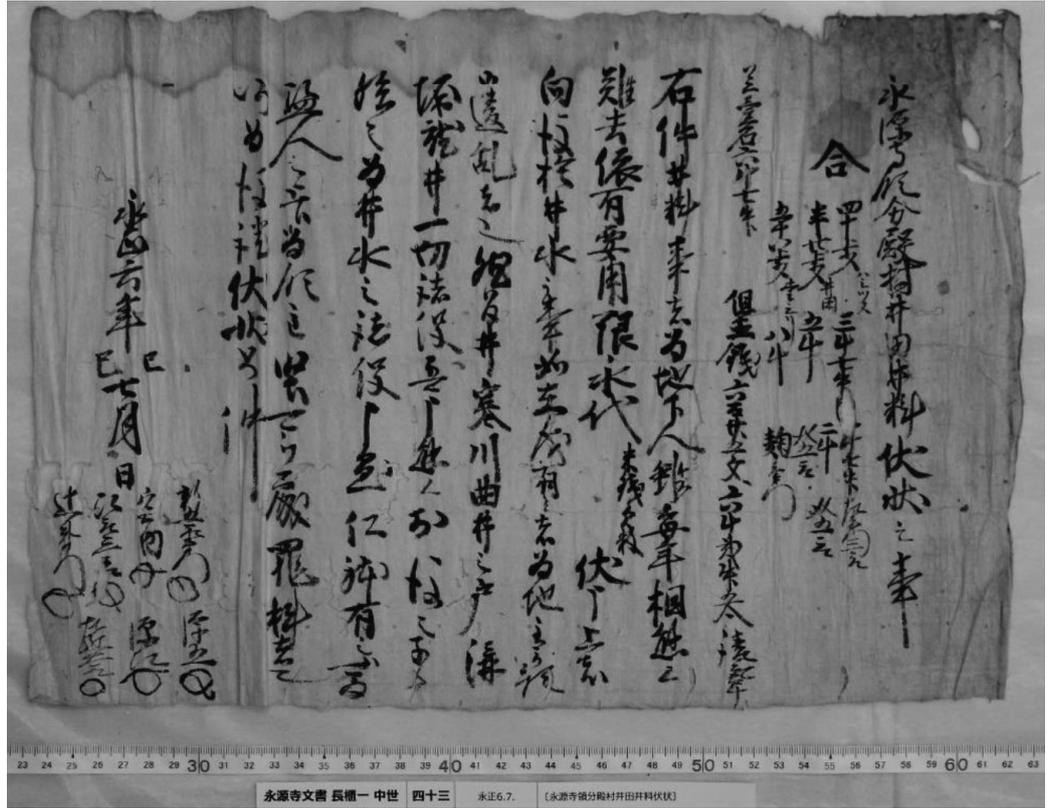
次郎三郎(略押) 左近太郎(略押)

辻衛門(略押)

永正六年^己七月 日

【史料1】によれば、永源寺領であった「殿村」(現在の滋賀県東近

江市愛東外町)では、毎年地下人によって井料がかけられていた。ところが傍線部①では、「去り難き要用がある」ため、米銭を伏せたことが記載されている。これが、地下人による井料徴収の禁止に該当す



【写真1】永正六年七月永源寺領分殿村井田井料伏状

る。対象となった井田の合計が「壹石六斗七升」であり、それに対し「直銭六百廿五文六斗式升五合」を地下人が受け取っている。このことから、対象地域の井料徴収権について、売買が行われていたことが窺える。

【史料1】には、取引成立後の行動についても明記されている。まず、地下人は井塞・川曲・井の戸溝堀など、井については一切諸役を懸けてはいけなことが誓約される。また子々孫々において、井水の諸役として懸ける人がいれば、盗人と同前であるため、領主は厳しく処罰を下すことが決められている。ここで登場する「領主」は、殿村の領主である永源寺を指している。このことから、殿村の地下人と井料徴収権の取引を行った相手は、永源寺であったことが窺える。対象となる井田に相当する「直銭」を永源寺が支払った点を踏まえると、井料の徴収権の売買が殿村の地下人と永源寺の間で実施され、永源寺が今後井料の徴収を行うことが決定したのである。その際に証拠文書としてされたのが、「伏状」である【史料1】だったといえよう。

なお、差出に記されている「新五左衛門」ら七人の素性は不明だが、井料徴収権をめぐる永源寺との交渉に登場している点から、地下人の代表者だと推測される。

二 伏状の性質

一で確認した文書内容から、「伏状」とは証拠文書の一種であり、徴収権の売買の際に作成された文書であるといえる。また「伏状」という種類の文書が、遅くとも戦国初期までには認識されていたことは指摘できよう。

次にこの「伏状」の性質について考える。重要なのは、なぜ「伏

「伏状」とは何か?——永正六年七月 永源寺分殿村井田井料伏状の検討を通じて

「伏状」という名称なのか、という点である。【史料1】を載せる『永源寺町史』には、「伏状」について次のように指摘している。

米銭を納めて検注帳に登録せず、免租の扱いをうけた田畠を伏田、伏畠という。また納める米銭を伏料ともいう。伏せるといふ語の意味として、検注帳に登録されるような目に見える状態から隠された状態にすることといったことが考えられる。ここでは、毎年井料を懸けていたが、対価を請け取ったことにより、井についていっさいの諸役を懸けないこととしている。これらを勘案すると地下人が井料の徴収権を永源寺へ売り渡したため、井料の徴収を自ら伏せる、放棄するという意に解釈してよいであろう。

ここでは「伏せる」という意味に注目し、「伏田・伏畠」が検注帳から隠された状態になった点を参考に、「伏状」の意味を検討している。【史料1】では、地下人が「米銭」を伏せることを申告しているが、これは検注帳に、「米銭」の登録を行わない、ということになる。よって、本来地下人が徴収するはずの「米銭」を自ら伏せるということは、地下人の井料徴収権が放棄されたことを意味するのである。この点においては、『永源寺町史』の解説の通りといえる。一方、地下人と永源寺の間で売買が行われたという事実については、どのように評価すべきなのだろうか。

ここで検討すべきは、徴収権の授受を行う当事者間の関係である。中世における受け渡しに関する文書としては、「売券」が挙げられる。売券は、基本的に土地の所有権や職を取引する際に、証拠文書として作成されるものである³。これに対し【史料1】は土地ではなく、井料という税の徴収権が取引の対象であった。さらに、寺家と地下人の間

で取引が行われていた点を踏まえると、授受を行う当事者が「支配者―被支配者」の関係であったといえる。おそらく取引対象物を「伏せ」という行為も、「支配者―被支配者」間でのみ成立するものだったのだろう。つまり、「支配者―被支配者」間で取引が行われたことが、「伏状」の作成条件のひとつに含まれていたのである。

「伏状」と「売券」は譲渡する側に対価が支払われる点では共通するが、当事者間に「支配者―被支配者」の関係を必要とするか否かという点で、大きく異なる。売券は必ずしも当事者間の関係に縛られないが、「伏状」にはそれが存在する。【史料1】の取引の対象は税の徴収権であったが、それ以外の取引でも、発給される証拠文書が「伏状」になる可能性は大いに秘めていただろう。

三 井料と寺家

井料とは、灌漑施設の使用者に課せられた税という意味と、灌漑施設の整備のために百姓を使役した際、領主から支給された費用という意味を持つ⁴。この両義的な井料に関する交渉が、寺家と地下人の間では行われていた。

例えば東寺領であった山城国上久世荘では、応永一〇年（一四〇三）や同三四年（一四二七）に、東寺と地下人の間で井料徴収を巡る交渉が行われた⁵。高木純一氏はこれらの交渉について、地下人が東寺による井料の下行だけではなく、「他所」への井料賦課の承認を獲得する動きがあったと指摘する⁶。地下人と領主との間で交渉が生じており、その内容が井料を巡る問題であった点は、【史料1】を考えるうえで参考になるのではなからうか。

残念ながら【史料1】の関連史料は永源寺文書内に残されていない

ため、上記でみた井料を巡る寺家と百姓の関係が該当するかは不明とせざるを得ない。しかしながら、【史料1】の作成背景が永源寺と地下人による井料交渉の産物であった場合、上久世荘では見られない交渉内容が存在していることがいえる。上久世荘の場合は、地下人が井料徴収権を保持する前提での交渉が行われたが、永源寺の場合は徴収権そのものの交渉が実施されたのである。井料を通じて中世の「領主―地下人」関係を検討するうえで、【史料1】は重要な検討対象となりうるだろう。

四 永源寺による井料徴収権獲得の背景と意義

前項までに、「伏状」の特質についての見解は示した。その一方で、井料徴収権の取引が行われた背景、つまり【史料1】の作成背景については、検討の余地を残している。

この点を考えるうえで重要なのが、永源寺が井料徴収権を獲得したという事実であろう。なぜ永源寺は地下人とわざわざ交渉をし、徴収権を獲得しなければならなかったのか。ここでは、永源寺側の当時の状況から、【史料1】の作成背景について考えたい。

明応元年（一四九二）九月に、永源寺の堂塔が六角氏征伐の戦火によって焼失した⁷。そのため永源寺は再建に奔走することになり、直後から六角氏による支援が積極的に行われるようになる。明応四年（一四九六）には永源寺再興のため、六角高頼が家臣団に勧進に参加することを命じている⁸。また同年九月二六日に出された後土御門天皇綸旨では、永源寺再興のため、同寺を円覚寺の上とすることが記されている⁹。六角氏だけではなく、朝廷からも永源寺再興のための援助が行われていた事実は、永源寺自身では立て直せない深刻な財政状況にあっ

たことを示している。

では、その後永正期前半における永源寺はどのような状況にあったのだろうか。その実態を示す史料として、次の【史料2】を掲げる。

【史料2】 永正八年（二五一二）三月二六日六角氏奉行人奉書

飯高諸寺庵領諸公事御免許之被_レ成_二 御判_一之間、不_レ可_レ混_二自余_一免_二除_一之由、去永正四年重而雖_レ被_レ成_二奉書_一、猶以無_二承引_一百姓令_二譴責_一云々、言語道断之次第也、太好招_二罪科_一歟、所詮不_レ寄_二公私_一、被_レ官向後催促者在_レ之者、不日為_二其在所_一搦捕可_レ出、若此儀於_二菟角難洪_一者、失墜等之事、為_二名主沙汰人中_一可_レ弁之由被_二仰出_一候也、仍執達如_レ件、

永正八年三月廿六日

高祐（花押）

在々所々

名主沙汰人百姓中¹⁰

【史料2】は、六角氏家臣から永源寺を中心とする「飯高諸寺庵領」内の村々の百姓らに通達した書状である。傍線部③には、「飯高諸寺庵領」の諸公事が六角氏によって免除されており、既に永正四年（一五〇七）にもその旨を明記した奉書が再度出されていたことが記されている。つまり、永正四年以前に定められた六角氏からの諸公事免除が、四年を経ても未だ維持されていたことになる。しかしながら、六角氏の被官の中には、百姓らを責め立てて公事を徴収しようとする者がいたようである。そのため今後違反者が出た場合はすぐにこれを搦め捕り（傍線部④）、「もしこの儀、菟角難洪においては」、「名主沙汰人中」が代わりに収めるよう明記されている（傍線部⑤）。「この儀、

兎角難渋において」の箇所は、違反者によって責め立てられたために、百姓が諸公事を収めることができなくなった状況を指す。すなわち、永正四年の奉書以降、百姓らが諸公事を収める対象は、六角氏ではなく永源寺であった。【史料2】は、百姓が永源寺に諸公事を収めることを改めて示した文書といえる。

村井祐樹氏によると、【史料2】は、永源寺からの働きかけによって発給された奉書であり、永源寺が六角氏権力を必要としていた証左であると評価している^①。つまり【史料2】からは、永源寺が六角氏の保護を受けたという評価ができる一方で、諸公事を免除しなければさらに衰退するという永源寺の危機感も示されているといえよう。

【史料2】傍線部^③でみたとおりに、永正四年以前から既に六角氏からの諸公事が免除されていた。このことを踏まえると、明応元年の堂塔焼失から間もない段階で、六角氏は永源寺に対する諸公事を免除していた可能性も考えられる^②。永正四年奉書および【史料2】は、明応年間以降、六角氏による永源寺への諸公事免除の維持が継続されていたことを意味している。これは六角氏による永源寺に対する支援が継続されていたことを示す一方、約二〇年経っても、永源寺の財政基盤が依然不安定なままであったことも示唆している。村井氏の指摘では、永源寺による働きかけによって【史料2】が発給されたとするが、その背景には堂塔焼失以降の永源寺の財政状況悪化があったのである。【史料1】にみられる永源寺と地下人による井料徴収権の取引は、永正四年奉書と【史料2】の間に実施されたのである。

これまで述べてきた点を踏まえ、【史料1】における井料徴収権の取引が行われた経緯を示すと、以下の通りとなろう。六角氏征伐の被害を受け、不安定な財政状況に陥った永源寺は、六角氏や朝廷からの支援を受ける一方で、自らも財政を立て直しを図った。一つが、六角

氏からの諸公事を免除してもらったことであり、明応年間以降には成立、さらに永正四年奉書においても再度確認されることとなった。

そしてもう一つが、【史料1】にみられるような井料などの徴収権の確保であった。地下人との取引において、永源寺は「直銭」を支払うこととなったが、長期的に井料を徴収する方が、財政状況が改善できると判断したのである。つまり【史料1】は、永源寺による財政政策の一環を示すものであり、その過程で出された証拠文書だと評価できる。永源寺が殿村以外の支配地域、および井料以外の徴収権の確保を図ったのは定かではないが、実施していた可能性は考慮すべきだろう。

【史料2】の発給によって、六角氏からの永源寺への諸公事の免除が継続されていただけでなく、百姓からの永源寺への諸公事の徴収も改めて確認されることになった。村井氏の指摘を踏まえるなら、永源寺は明応期の堂塔焼失以降、積極的に財源確保に努めていたといえよう。【史料1】は、財政難に陥った永源寺が、現状打破のために奔走していたことを示す史料として評価できるのである。

むすびにかえて

本稿では、【史料1】の「伏状」について、その性質や作成背景に対する若干の検討を行った。冒頭でも述べたように、現状他の文書からは「伏状」の存在が確認できないため、性質などはやや推測に拠るところがある。しかしながら、井料を巡る交渉が地下人と寺家の間で行われていた事実を踏まえると、「伏状」は他の地域でも存在していた可能性は高いだろう。また、交渉の経緯を示す証拠文書として残されている点は、他の事例検討にも少なからず寄与できよう。「寺家―

地下人」間の関係を含め、今後の研究に様々な影響を与えうる存在である。

また【史料1】そのものの作成背景については、明応から永正期における永源寺の財政状況を踏まえた指摘を行った。つまり、六角氏征伐による被害によって財政難に陥った永源寺が、外部の支援だけではなく、自らも財源確保に奔走しており、その成果の一つが【史料1】にみられる徴収権の確保であったのである。ただし、この指摘は永源寺側の状況のみを鑑みたものであり、取引対象であった殿村、および他の支配地域の状況については踏まえていない。この点も含めた【史料1】の評価を行うことが、今後の課題である。

註

- (1) 『永源寺町史 永源寺編』（永源寺町、二〇〇二年）四四三―四四七頁参照。
- (2) 前掲註(1)書四四六頁参照。
- (3) 佐藤進一『新版古文書学入門』（法政大学出版局、一九九七年、初出一九七一年）。
- (4) 前掲註(1)書四四六頁参照。
- (5) 「東寺鎮守八幡宮供僧評定引付」応永一〇年四月五日条（東寺百合文書ワ函一八号、京都府立京都学・歴史館東寺百合文書WEB <https://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/contents/detail.php?id=4681>）、応永三十四年六月二日条（東寺百合文書ワ函四一号、京都府立京都学・歴史館東寺百合文書WEB

<https://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/contents/detail.php?id=4704>）、いずれも最終閲覧日は二〇二四年八月一九日。

- (6) 高木純一「山城国上久世荘における「荘家の一揆」と損免・井料」（同『中世後期の京郊荘園村落』吉川弘文館、二〇二一年、初出二〇一七年）一六二―一六三頁参照。
- (7) 「瑞石歴代雜記 卷之四」（前掲註(1)書六三二頁）。
- (8) 明応四年四月五日六角氏奉行人連署奉書（永源寺文書、函三三四・一五号、村井祐樹編『戦国遺文 佐々木六角氏編（オンデマンド版）』（東京堂出版、二〇一六年、初版二〇〇九年）八七号、以降『遺文』と略す）。
- (9) 永源寺文書、函二九〇・一号。
- (10) 永源寺文書、函三三四・四〇号、『遺文』一七五号。なお【史料2】と同内容の文書が、同日付で六角氏家臣の伊庭貞隆からも発給されている（永源寺文書、函二三四・三三三号、『遺文』一七六号）。
- (11) 村井祐樹「佐々木六角氏の発給文書と領国」（同『戦国大名佐々木六角氏の基礎的研究』思文閣出版、二〇一二年、初出二〇一一年）二五六―二五七頁参照。
- (12) 永正四年以前における六角氏による永源寺への諸公事免除を示唆させる史料として、明応二年（一四九三）九月八日伊庭貞隆書状案（永源寺文書、函二二二・一八号、『遺文』八一号）、文亀二年（一五〇二）六月二日六角氏奉行人連署奉書永源寺文書、函三三四・五〇号、『遺文』一一五号）などが挙げられる。諸公事免除の具体的内容や、永源寺に対する六角氏の姿勢などについては、今後の検討課題である。

（本学大学院博士課程後期課程）